

特定放射性廃棄物の処分に関する決議

国では、平成12年に「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」を制定し、平成29年には処分地選定に向け、科学的特性マップを公表の上、自治体との対話活動を始めており、こうした中、北海道の寿都町と神恵内村がそれぞれ10月8日、10月9日に選定手続きの第一段階となる文献調査の受け入れを表明した。

それを受けて原発から出る高レベル放射性廃棄物の最終処分場選定を巡り、原子力発電環境整備機構（NUMO）は、11月2日に特定放射性廃棄物最終処分法に基づき、北海道の寿都町と神恵内村での文献調査実施に向けた事業計画変更を経済産業省に申請し、11月17日に2町村での文献調査を全国で初めて開始したと発表した。

北海道は、平成12年に幌延町における深地層研究の受け入れにあたり、北海道議会での議論を経て「北海道における特定放射性廃棄物に関する条例」を制定し、「特定放射性廃棄物の持込みは慎重に対処すべきであり、受け入れ難い」と宣言した全国で唯一の都道府県である。また、北海道議会においても、10月2日に可決された決議において、「本条例の制定趣旨を十分踏まえ、幅広い関係者の間で客観的な根拠に基づく冷静な議論が、透明性の高い形で行われることを求める」とした。

よって、帯広市議会は当該条例の制定趣旨および北海道議会の決議を十分に踏まえながら、寿都町、神恵内村の応募理由や抱えている課題にも目を向けつつ、国民的課題である特定放射性廃棄物の処分の在り方について、議論が行われることを求めるものである。

以上、決議する。

令和2年12月16日

帯 広 市 議 会